

「租税特別措置法第40条の規定による届出書等」の記載のしかた



租税特別措置法第 40 条では、非課税承認を受けた後に、公益法人等及び公益信託がその非課税承認に係る寄附財産等を譲渡した場合など、非課税承認の取消事由に該当する場合であっても、一定の要件を満たすことで、非課税承認を継続することができる特例が設けられています。

この「記載のしかた」では、これらの各種特例の概要や必要となる届出書等の記載方法を説明しています。

国 税 庁

法人番号 7000012050002

(令 8. 4)

※この「記載のしかた」において使用している略称は、次のとおりです。

措法	租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）
措令	租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）
措規	租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）
私立学校法	私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）
特定非営利活動促進法	特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）
公益認定法	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）
整備法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）
公益信託法	公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）
40 条通達	昭和 55 年 4 月 23 日付直資 2－181「租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて（法令解釈通達）」

目 次

1 各種特例等の概要

- (1) 買換資産を取得する場合における非課税承認の継続の特例【措法 40⑤一】 5
- (2) 特定買換資産を取得する場合における非課税承認の継続の特例【措法 40⑤二】 6
- (3) 承認特例の適用を受けた財産等の買換えを行う場合【措令 25 の 17③六】 7
- (4) 特定贈与等に係る受贈法人等が合併する場合における非課税承認の継続の特例【措法 40⑥】 8
- (5) 特定贈与等に係る受贈法人等が解散する場合における非課税承認の継続の特例【措法 40⑦】 8
- (6) 特定贈与等に係る受贈法人等が公益認定の取消しの処分を受けた場合における非課税承認の継続の特例【措法 40⑧】 9
- (7) 特定贈与等に係る特定一般法人が他の公益法人等へ寄附財産等の贈与等をする場合における非課税承認の継続の特例【措法 40⑨】 10
- (8) 特定贈与等に係る受贈法人等が幼保連携型認定こども園を設置するために、他の公益法人等へ財産等を贈与する場合における非課税承認の継続の特例【措法 40⑩】 11
- (9) 特定贈与等に係る公益信託の受託者に任務終了事由等が生じた場合における非課税承認の継続の特例【措法 40⑪】 11
- (10) 特定贈与等に係る公益信託が終了する場合における非課税承認の継続の特例【措法40⑫】 . . . 12
- (11) 特定贈与等に係る受贈法人等から合併等により資産の移転等を受けた場合における非課税承認の継続の特例【措法 40⑬⑭】 13
- (12) 受贈法人等が公益認定を受けた場合等における書類の提出 13
- (13) 財産等を特定管理方法により管理している公益法人等における公益目的事業の用に直接供しなくなった場合等の届出【措令 25 の 17⑭】 14
- (14) 公益目的事業の用に直接供しなくなった場合の届出【40条通達23の2】 15
- (15) 公益信託の主宰受託者の変更があった場合の届出 15
- (16) 公益法人等が所有する資産が特定贈与等に係る財産等であることの確認をする場合の申請【措法 40⑬】 15

2 各種届出書の記載例等

- (1) 各種届出書の記載例
 - 寄附財産等をやむを得ない事情により使用開始できない場合（寄附をした者用） 16
 - 寄附財産等をやむを得ない事情により使用開始できない場合（寄附を受けた公益法人等用） . 18
 - 措令第25条の17第3項第1号から第5号まで及び第7号の規定により代替資産を取得する場合 20
 - 措令第25条の17第3項第6号の規定により代替資産を取得する場合 22
 - 買換資産を取得する場合 25
 - 特定買換資産を取得する場合 27
 - 特定贈与等に係る受贈法人等が合併する場合 29
 - 特定贈与等に係る受贈法人等が解散する場合 31
 - 特定贈与等に係る受贈法人等が公益認定の取消し処分を受けた場合 33
 - 特定贈与等に係る特定一般法人が他の公益法人等へ寄附財産等の贈与等をする場合 35
 - 特定贈与等に係る受贈法人等が幼保連携型認定こども園を設置するために、他の公益法人等へ財産等を贈与する場合 37
 - 特定贈与等に係る公益信託の受託者に任務終了事由等が生じた場合 40
 - 特定贈与等に係る公益信託が終了する場合 42
 - 特定贈与等に係る特定一般法人が公益認定を受けた場合 44
 - 特定贈与等に係る公益社団（財団）法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合 46

○ 財産等を特定管理方法により管理している公益法人等における公益目的事業の用に直接 供しなくなった場合等の届出【措令 25 の 17⑭】	48
○ 公益目的事業の用に直接供しなくなった場合の届出【40 条通達 23 の 2】	50
○ 公益信託の主宰受託者の変更があった場合の届出	52
(2) 租税特別措置法第 40 条第 6 項から第 12 項までの規定の適用を受けることの確認書	54
(3) 租税特別措置法第 40 条第__項の規定の適用を受ける場合の付表	55